平成15年6月18日:国際文化研究科委員会制定 平成18年7月5日:一部修正 大学院委員会 平成28年1月20日:国際文化研究科委員会にて一部改正了承

平成28年1月21日:大学院委員会にて一部改正了承

名桜大学大学院国際文化研究科担当教員(専任)の選考に関する基準

I 修士論文指導(演習)担当教員

- 1. 原則として教授であること。
- 2. 博士号及び学術論文(学術書を含む)を有するもの,又は学術論文(学術書を含む) が20編以上あること。
- 3. 過去5年以内に論文発表があること (研究の継続性)。
- 4. 研究分野と担当科目の整合性があること。
- 5. 学会での活動(研究発表)があること。

Ⅱ 講義担当教員

- 1. 原則として上級准教授以上であること。
- 2. 博士号を有すること,又は学術論文(学術書を含む)が10編以上あること。
- 3. 過去5年以内に論文発表があること(研究の継続性)。
- 4. 研究分野と担当科目の整合性があること。
- 5. 学会での活動(研究発表)があること。

Ⅲ 手続き

- 1. 領域主任が候補者を推薦し、研究科委員会に申請すること。
- 2. 研究科委員会は業績審査委員会及び投票管理委員会を設置し、業績等の審査及び投票管理をすること。
 - (1)業績審査委員会は、各領域の主任及び候補者が所属(所属予定を含む)する領域の 演習担当教員から1名を選出すること。ただし、候補者が所属する領域において、 演習担当教員が1名でその者が領域主任の場合は、他の領域の演習担当教員から1 名を選出することができる。
 - (2) 研究科委員会は選挙管理委員会を設置し、委員を候補者の領域以外から教員3人及び事務局から1人を選出すること。
- 3. 研究科委員会の投票により3分の2以上の票を獲得した者を,「適格」とし,大学院委員会へ諮ること。